

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
福岡県北九州市	1	都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革	都市公園・東田大通り公園を「先端技術実証パーク」として、次世代新技術・円筒型太陽光発電の実証など、様々な企業へフィールドを提供する。	本市内で約1,181haを占める都市公園（全市面積の約2.4%）での再生可能エネルギーの導入促進や新たな先端ビジネスの創出により、我が国のグリーン成長や2050年カーボンニュートラル達成への貢献が期待できる。	都市公園に太陽電池発電施設を設置する場合の占用許可基準は、「太陽電池発電施設については、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこと」とされている。	都市公園法施行規則第7条の2第3号	次世代の新技術を活用し、都市公園の機能を損なうおそれがない太陽電池発電施設を設置する場合は、既設の建築物以外の場所に設置する占用許可を可能とする。	国土交通省	<p>都市公園法では、太陽電池発電施設を含む占用物件については、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるもののうち、技術的基準に適合するものに限り、許可を与えることとしております。</p> <p>また、都市公園施行規則第7条の2第3号に定める太陽電池発電施設の技術的基準は、当該設備が都市公園のオープンスペースとしての機能を損なわないよう公園管理者が適正に管理を行うため、既設の建築物に設置し、かつ、当該建築面積を増加させない範囲内で認めることとしているものです。</p> <p>なお、ご提案の設備については、仮設の物件又は設備であれば、公園管理者の判断によるものの、都市公園法施行令第12条第2項第10号に定める地方公共団体が条例で定める仮設の物件又は施設として、現行制度下においても設置することが可能と考えられます。</p>
福岡県北九州市	2	高い日本語能力を有する留学生の就職に関する在留資格の規制改革	東田地区において、現在約6,000人の雇用があり、来年春にオープンするアウトレットモールでは2,000人以上の新規雇用が予定されている。当該地区はコロナ後の海外インバウンドや近隣の在住外国人の対応、語学スタッフ等で留学生の採用ニーズが見込まれるため、日本語能力の高い留学生の就職を可能とする。	日本での就職を目指して来日する優秀な外国人留学生の増加。 また、日本語能力の高い優秀な外国人材の幅広い分野での活躍を促進し、市内就職率の向上と本市ダイバーシティを推進。	留学生の日本企業への就職にあたり、日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事するための在留資格「特定活動4-6号」の取得要件は、「日本の大学・大学院を卒業した留学生で高い日本語能力（※）を有する場合」に限定されている。 ※ 日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テスト480点以上	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を定める件（法務省告示）46号・別表第11	「日本（市内）の短大を卒業した留学生」、「海外大学を卒業して来日し、日本（市内）の日本語学校を卒業した留学生」についても、高い日本語能力（※）を有する場合は、在留資格「特定活動4-6号」の取得を可能とする。	法務省	<p>在留資格「特定活動」（告示4-6号）は、本邦の大学又は大学院を卒業等した優秀な外国人材の定着を図るための施策として創設されたものであるところ、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項及び第2項において、大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とし、当該目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされており、また、大学に設置される大学院は、同法第99条において、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を極め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とすることとされていることから、そのような大学及び大学院の性格も踏まえ、当該在留資格の対象者を、本邦の大学又は大学院を卒業等した者としている。</p> <p>一方、短期大学は、同法第108条第1項において、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることとされており、教授された能力を展開させ、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとされている大学又は大学院とは性格が異なるため、短期大学を卒業等した者については、当該在留資格の対象者とはしていない。</p> <p>当該在留資格は、大学及び大学院の性格も踏まえ、本邦の大学又は大学院において我が国の文化に触れながら学んだ留学生について、当該留学生が本邦の公私の機関において、本邦の大学又は大学院で修得した広い知識、応用的能力等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認めるものであるため、本邦の短期大学を卒業等した者及び海外の大学を卒業等後に本邦の日本語教育機関を卒業等した者を、本制度の対象とすることは困難である。</p>